

令和8年度

静岡市放課後児童クラブのご案内

◎入会を希望される方は、希望するクラブへ申請書類を持参（平日午後6時まで）または電子申請システムより申請してください。

入会希望月	申請期間 (持参の場合は平日午後6時まで)	選考結果の通知時期
《4月入会》	1次選考：令和7年10月1日(水)から 令和7年10月31日(金)まで 2次選考：令和7年11月1日(土)から 令和8年1月31日(土)まで	1次選考：令和8年1月末以降 2次選考：令和8年2月末以降
《5・6・9～3月入会》	入会希望月の前々月の末日まで ※ 末日が閉所日の場合は最終の平日まで	入会希望月の前月中旬以降
《7・8月入会》 (夏休み入会を含む)	1次選考：令和8年2月1日(日)から 令和8年4月30日(木)まで 2次選考：令和8年5月1日(金)から 令和8年5月31日(日)まで ※2次選考は8月1日からの入会になります。	1次選考：令和8年6月中旬以降 2次選考：令和8年7月中旬以降

期限を過ぎての申請は受け付けません。入会希望月を変更していただく必要があります。

原則、毎月1日入会となります（夏休み入会を除く）。

希望者多数の場合は希望月に入会できない場合があります。

申請前に必ずお読みください

■放課後児童クラブに入会を希望する児童の保護者は、本案内及び市ホームページをご確認いただいたうえで申請してください。

市ホームページ<<https://www.city.shizuoka.lg.jp/p008921.html>>



■土曜日については、一部児童クラブのみの拠点開所となります。

入会決定後に別途申請が必要となります。詳細は市ホームページよりご確認ください。

■申請書類に不備があった場合は、入会選考が行えず希望月に入会できません。提出の際は、全ての書類が揃ったことをご確認の上、添付及び記入漏れ等がないようご注意ください。

■申請書類の返送は対応いたしかねます。必要に応じて提出前にコピーしてください。

■利用料金を滞納されている場合（きょうだい分を含む）や児童クラブの決まり事を守れない場合は、利用をお断りすることがあります。

■申請書類に記入いただく個人情報、入会選考等児童クラブの運営管理に使用するものであり、他の目的に使用することはありません。

令和8年度放課後児童クラブ事業の変更点（必ずお読みください）

・申請の受付開始期間の変更

令和8年**5月以降**の入会希望の方は**令和8年2月1日（日）**から受付を開始します。令和7年10月1日（水）から令和8年1月31日（土）までは入会希望の受付はできません。**夏休み入会も同様です。**

・電子申請システム（Logo フォーム）による申請の開始

令和8年度入会に関する申請より、入会申請、変更届、退会届等がクラブへの持参のほか、電子申請システムより申請できるようになりました。詳しくは「5 入会申請」をご覧ください。

1 放課後児童クラブとは

仕事などで昼間家庭にいない保護者に代わり、支援員・補助員が小学校児童を預り育成する事業です。遊び等を通じて児童の自主性・創造性・社会性を高め、児童の安全と健全な育成を目指しています。

2 開所日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの月曜日から土曜日
ただし、祝日と年末年始（12月29日から翌年1月3日）は除く。

3 開所時間

【学校授業日】

放課後から午後6時まで ※ただし、午後6時から午後7時は延長利用可

【学校休業日（夏・冬・春休み等）】

午前8時から午後6時まで ※ただし、午後6時から午後7時は延長利用可

※災害発生時や児童の安全上必要であると判断される場合は、閉所また開所時間の変更等をする場合があります。

4 対象児童（利用可能な家庭）

（1）就労等により保護者が放課後家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童
求職活動中・育児休業中の利用はできません。

（2）その他健全育成の観点から利用の必要がある小学校1年生から6年生までの児童

- ① 保護者が病気療養中
- ② 保護者が祖父母等の介護中
- ③ 保護者が在学中
- ④ 保護者が職業訓練中
- ⑤ 母親が産前産後期間中
- ⑥ その他児童にとって預かりが必要と認められる場合

※「留守家庭」要件で小学校を変更されている方は、放課後児童クラブの利用はできません。
児童生徒支援課に確認する場合があります。

5 入会申請

(1) 申請可能クラブ ※詳しくは市ホームページ「放課後児童クラブ一覧」をご参照ください。

- ① 本人が通う学校内にある児童クラブ
- ② 小学校敷地外にある児童クラブ

静大附属静岡小学校を受験予定の方で、受験の結果、希望クラブを変更する場合は、**合格発表日の翌開庁日までに必ずこども若者応援課にご連絡ください。**

※入会を約束するものではありません。

※期限を過ぎて申し出た場合は、2次選考の対象です。

(2) 申請方法について

◎**入会希望先の児童クラブへ持参**（受付は平日午後6時まで）

区役所、蒲原支所、児童館、小学校の事務室での受付はしていません。

次の①～③、及びその他該当する書類を、入会希望児童1人につき1部提出してください。

（その他該当する書類は、兄弟姉妹同時期申請の場合、写しで構いません。）

【必須書類】

- ① 放課後児童クラブ入会申請書
- ② 放課後児童クラブ入会申請チェックリスト
- ③ 放課後児童クラブ児童調書

【その他該当する書類】

就労	就労中（予定）の保護者・同居者全員 ※単身赴任等で別居中の保護者も必要	就労証明書（発行日から3か月以内のもの）
疾病・障がい	病気療養中の保護者	診断書（写も可）※
	障害者手帳の交付を受けている保護者	障害者手帳（写）※
介護・看護	祖父母等が医師等の診断により看護が必要な方	診断書（写も可）※
	祖父母等が要介護認定を受けている方	介護保険被保険者証（写）
	祖父母等が障害者手帳の交付を受けている方	障害者手帳（写）※
就学・職業訓練	就学中（予定）の保護者・同居者全員 （申請児童とその兄弟姉妹を除く）	・在学証明書（写も可）または学生証（写） ・在学期間、授業日数、時間割のわかるもの
産前・産後	産前産後期間中に利用を希望する方	母子手帳（写）（表紙及び出産予定日記載ページ）

※期間の記載がある場合は期間内に再提出が必要になります。

申請書等は、**必ず黒のボールペン**でご記入ください。鉛筆やシャープペン、消せるボールペンで記入された書類は受け付けできません。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

◎**電子申請システムによる申請**

上記【その他該当する書類】のうち必要書類をご用意いただき、以下より申請してください。

必ず申請期間終了日の23時59分までに申請を完了してください。

申請完了時点で申請期間を過ぎていると受付ができません。

メンテナンスのため利用できない時間帯がある場合があります。ご了承ください。

電子申請システムはこちら <<https://logoform.jp/f/aLQCI>>



6 入会の決定

- (1) 入会選考については、申請内容・入会希望先児童クラブの状況等を総合的に判断のうえ選考し、入会可否の決定を行うため、**申請をしても入会できない場合があります。**
- (2) 申請書提出後に申請内容等に変更がある場合は下記のとおり申請してください。

入会申請後希望を変更したい場合	変更届	変更決まり次第速やかに	児童クラブへ持参 または 電子申請にて 申請してください
入会申請後、入会の必要がなくなった場合	取り下げ届	入会決定前までに	
入会決定後、入会の必要がなくなった場合	辞退届	入会期間開始前までに	
不承認の決定後、希望月以降の審査を希望しない場合	辞退届	速やかに	

- (3) 入会不承認となった場合、入会資格そのものが喪失するわけではありません。希望期間中に、退会者等が出た場合、再度選考の対象となり、年度途中からでも入会できることがあります。そのため、申請時点で、希望月以降の入会を希望しない場合は、申請書「不承認の場合の審査の希望」欄「入会希望を取り下げます」にシ点を入れてください。**シ点を入れた場合は辞退届の提出は不要です。**

7 利用料金

令和7年4月1日時点の利用料金は以下のとおりです。

令和8年度は変更する可能性があります。詳細は、利用料金決定後にご案内します。

- (1) 基本料金

利用日	通常月	8月	3月	夏休み期間
平日のみ	7,500円	12,000円	10,000円	14,600円
平日、土曜日	9,500円	14,000円	12,000円	17,400円

※「兄弟姉妹同時利用者世帯」や「生活保護世帯」等について、利用料金の軽減制度あり。

- ・在籍児童全員に発生する料金です。
- ・入会した月の1日時点の各世帯の状況をもとに金額を決定します。
- ・世帯の状況により、年度の途中で金額が変更となる場合があります。
- ・月途中の退会や利用日数に応じた日割り計算や返金はありません。
- ・月内に1日も利用しなかった場合でも利用料金はかかります。

- (2) 延長料金（月ごとの利用実績に応じて金額を決定します。）

対象	金額
午後6時を超過して児童クラブを利用した方	利用1回につき100円（上限1,000円/月）

- (3) お支払い方法

原則「口座振替（引き落とし）」でお願いしています。口座の登録手続き等は入会決定後にご案内します。**その他、利用料金の詳細については、市ホームページをご覧ください。**

8 問い合わせ

- 静岡市役所 こども未来局 こども若者応援課 児童クラブ係
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎本館1階
電話：054-221-1575 FAX：054-221-9293
- 各児童クラブ 市ホームページ「放課後児童クラブ一覧」参照